

静岡理工科大学大学院学則

平成 7 年 6 月 20 日 制定 平成 18 年 2 月 23 日 改正 平成 26 年 2 月 24 日 改正
平成 8 年 9 月 25 日 改正 平成 18 年 12 月 13 日 改正 平成 27 年 2 月 20 日 改正
平成 9 年 10 月 9 日 改正 平成 19 年 2 月 23 日 改正 平成 28 年 2 月 26 日 改正
平成 10 年 2 月 26 日 改正 平成 19 年 5 月 31 日 改正 平成 31 年 2 月 28 日 改正
平成 10 年 10 月 13 日 改正 平成 19 年 9 月 27 日 改正 令和 2 年 5 月 29 日 改正
平成 11 年 9 月 22 日 改正 平成 20 年 2 月 21 日 改正 令和 2 年 6 月 5 日 改正
平成 13 年 2 月 26 日 改正 平成 21 年 2 月 20 日 改正 令和 3 年 2 月 25 日 改正
平成 14 年 9 月 24 日 改正 平成 22 年 2 月 22 日 改正
平成 16 年 2 月 24 日 改正 平成 22 年 5 月 25 日 改正
平成 16 年 9 月 27 日 改正 平成 24 年 2 月 24 日 改正
平成 17 年 2 月 25 日 改正 平成 24 年 5 月 29 日 改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 静岡理工科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、科学・技術の高度の教育・研究を通じて、広く人類の文化の発展に寄与することを目的とする。

(研究科及び課程)

第 2 条 本大学院に、理工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に、修士課程を置く。

(修士課程の目的)

第 3 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

(専攻及び収容定員)

第 4 条 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
システム工学専攻	15 名	30 名
材料科学専攻	10 名	20 名
計	25 名	50 名

第2章 管理運営

(研究科長及び教員)

第5条 研究科に、研究科長、教授、准教授、講師及び助教を置く。

静岡理工科大学の教授、准教授、講師及び助教は、研究科の教員を兼ねることができる。

2 研究科に、一定任期の専任教員及び客員教員を置くことができる。

3 研究科長は、学長をもって充てる。

4 研究科長は、研究科の学務を統括し、次条に規定する理工学研究科委員会を招集する。

(研究科委員会)

第6条 研究科に、理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

(自己評価等)

第7条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ、適切な体制のもとに行う。

第3章 修業年限・在学期間・学年・学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

(長期履修学生)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、計画的な履修を認めることができる。

2 前項の長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

(学 年)

第9条 学年は、4月入学生は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、10月入学生は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期及び休業日)

第10条 学期及び休業日については、静岡理工科大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第4章 入学・転入学・再入学・編入学・留学・退学・休学及び除籍

(入学の時期)

第11条 本大学院への入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第12条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、研究科委員会が、所定の単位を特に優れた成績で修得したものと認めた者
- (7) 本大学院の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があるものと認めた者で22歳に達した者
- (8) その他研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第13条 前条の資格がある者で本大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表3に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。ただし、本学卒業生及び在学生は、検定料を免除する。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者について、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第15条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の入学手続きをしなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学・編入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院を志願する者があるときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することができる。

(1) 他の大学院の学生で本大学院に転入学を志願する者

(2) 本大学院を退学した者で、再入学を志願する者

(3) 他の大学院を修了又は退学した者で、編入学を志願する者

2 前項の規定により、転入学、再入学及び編入学を許可された者の既修得単位と在学期間の取扱いについては、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(留 学)

第17条 本大学院の学生が、外国の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けるために留学を願い出たとき、研究科長は本人の教育上有益と認めた場合、許可することができる。

2 留学期間は1年を原則とし、その期間は1年を限度として第8条に定める在学期間に算入できる。

(退学、他の大学院への転学・休学及び除籍)

第18条 本大学院の学生の退学、他の大学院への転学・休学及び除籍の取扱いについては、大学学則の規定を準用する。

第5章 教育課程及び単位の認定

(授業科目及び単位数)

第19条 研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学省が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（以下「遠隔授業」という。）。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の各号により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(研究指導教員)

第21条 研究科長は、学生の入学後、当該学生の研究指導教員を決定する。

(他の大学院等における研究指導)

第22条 教育上必要があると認められる場合には、他の大学院又は研究所等において、本大学院の学生が研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 他の大学院等における研究指導に関する規則は、別に定める。

(履修方法)

第23条 本大学院の学生は、その所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、研究指導教員の指導により、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 研究指導教員が必要と認めた場合、本大学院の学生に、学部の授業科目を指定して履修させることができる。

(単位の認定)

第24条 単位の認定は試験又は研究報告書等（以下「試験」という。）による。

- 2 試験の成績により、合格と認定された者には所定の単位を与える。

(成績の評価)

第25条 成績の評価は、大学学則の規定を準用する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第26条 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位については、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。この場合、修了の要件として認めることのできる単位数は、前項の単位数と併せて15単位を超えないものとする。

4 本条の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目等について修得した単位は、研究科委員会が教育上有益と認めた場合、併せて15単位を超えない範囲で、研究科における授業科目により履修したものとみなすことができる。

(本大学院以外における取得単位の認定の上限)

第27条の2 第26条及び第27条の規定により、修得したとみなすことができる単位は、併せて20単位を超えないものとする。

第6章 課程の修了及びその認定

(課程修了の要件及び認定)

第28条 課程を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、所要科目30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし在学期間については、特に優れた業績をあげた者については第8条の規定にかかわらず、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定において、研究科委員会が適当と認めた場合には、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

4 学位論文の審査及び最終試験については、静岡理工科大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(入学前の既習得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第28条の2 第12条の規定により入学資格を有した後に、本大学院または他の大学院において修得した単位について、本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したものと研究科委員会が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院に在学した期間としてみなすことができる。

2 前項に該当する場合であっても、課程を修了するためには、本大学院に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第7章 学 位

(学位の授与)

第29条 本大学院の課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、学位を授与する。

2 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第8章 科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生

第30条 科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生の受入れについては、大学学則の規定を準用する。

第9章 学生納付金

(授業料等の納付)

第31条 授業料等学生納付金の納付方法については、大学学則の規定を準用する。

(学生納付金の額)

第32条 学生納付金の額は、別表2-1及び別表2-2に定めるところによる。

(学生納付金の返還)

第33条 既納の学生納付金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料については返還することがある。

3 前項の返還に関する手続きは、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第34条 表彰及び懲戒は、大学学則の規定を準用する。

第11章 雑 則

(準用規定)

第35条 大学院生については、この学則に定める大学学則の準用規定を除くほか、必要な事項は大学学則及び静岡理工科大学学生規則（以下「学生規則」という。）に関する規定を準用する。

(読替え)

第36条 大学学則及び学生規則の関係規定を準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年6月1日から施行する。

ただし、改正後の第32条の別表2-1の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

ただし、第13条の別表3の規定は、平成22年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。

2 改正後の第19条及び第25条の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成25年度入学志願者から適用する。

3 改正後の第32条の別表2-1の規定は、平成25年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成26年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

2 改正後の第8条の2並びに第32条の別表2-1及び別表2-2の規定は、平成27年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条の別表1の規定は、平成28年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条の別表2-2の規定は、平成32年度（2020年度）に在籍している者から適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条別表1の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1
理工学研究科

区分		分野	授業科目の名称	配当 年次	単位数		修了要件
					必修	選択	
共通講義科目		総合科目群	アカデミック・ライティング	1・2		2	修了要件 修士課程に2年以上在学し、演習科目4単位、研究科目または建築学研究科目8単位を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
			環境学	1・2		2	
			理工学特別講義	1・2		1	
		経営系科目群	安全性設計論	1・2		2	
経営戦略論	1・2			2			
専攻講義科目	システム工学科目群	共通	機械金属材料科学	1・2		2	
			精密・超精密加工学	1・2		2	
			機械動力学	1・2		2	
			材料強度学	1・2		2	
			流体力学詳論	1・2		2	
			エネルギー変換工学	1・2		2	
			システム制御	1・2		2	
		航空	トライボロジー	1・2		2	
			航空宇宙システム工学Ⅰ	1・2		2	
		航空宇宙システム工学Ⅱ	1・2		2		
		自動車	自動車開発工学	1・2		2	
		メカトロニクス	メカトロニクスシステム	1・2		2	
		電力・エネルギー	回路システム	1・2		2	
			電力エネルギー工学	1・2		2	
			エネルギー変換応用工学	1・2		2	
		制御・システム	制御工学	1・2		2	
			電子機械制御工学	1・2		2	
		情報・通信	IoTシステム工学	1・2		2	
			信号処理工学	1・2		2	
		光応用・電子デバイス	電子デバイス	1・2		2	
			パワー半導体プロセス	1・2		2	
		共通	データマイニング論	1・2		2	
			経営システム設計	1・2		2	
		コンピュータシステム	数理科学	1・2		2	
			データサイエンス論	1・2		2	
			ネットワークシステム論	1・2		2	
			計算機アーキテクチャ論	1・2		2	
			最適化論	1・2		2	
			コンピュータグラフィックス	1・2		2	
			情報セキュリティ論	1・2		2	
		人間・社会	人工知能論	1・2		2	
			コミュニケーション論	1・2		2	
			社会情報学	1・2		2	
			人間組織論	1・2		2	
			生命工学	1・2		2	
			脳と行動	1・2		2	
			感覚と認識	1・2		2	
		共通	建築学総論	1・2		2	
			建築材料論	1・2		2	
			実践建築論	1・2		2	
			建築インターンシップⅠ	1.2		4	
			建築インターンシップⅡ	1.2		6	
			建築インターンシップⅢ	1.2		4	
			建築情報論	1・2		2	
		意匠	計画デザイン論	1・2		2	
			建築意匠論	1・2		2	
建築空間論	1・2			2			
設計製図Ⅰ	1・2			2			
設計製図Ⅱ	1・2			2			
構造・材料	耐震設計論	1・2		4			
	建築振動論	1・2		4			
	建築生産論	1・2		4			
設備・環境	地域建築環境論	1・2		4			
	建築設備計画	1・2		4			
建築学研究科目	建築学研究Ⅰ	1・2		2			
	建築学研究Ⅱ	1・2		2			
	建築学研究Ⅲ	1・2		2			
	建築学研究Ⅳ	1・2		2			
演習科目			理工学演習1	1・2	1		
			理工学演習2	1・2	1		
			理工学演習3	1・2	1		
			理工学演習4	1・2	1		
研究科目			理工学研究1	1・2		2	
			理工学研究2	1・2		2	
			理工学研究3	1・2		2	
			理工学研究4	1・2		2	

別表1

理工学研究科

区分		分野	授業科目の名称	配当 年次	単位数		修了要件
					必修	選択	
共通講義科目		総合科目群	アカデミック・ライティング	1・2		2	修了要件 修士課程に2年以上在学し、演習科目4単位、研究科目8単位を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
			環境学	1・2		2	
			理工学特別講義	1・2		1	
		経営系科目群	安全性設計論	1・2		2	
			経営戦略論	1・2		2	
専攻講義科目	材料科学科目群	有機反応化学	1・2		2		
		コロイド・界面化学	1・2		2		
		機能性材料	1・2		2		
		固体物理化学	1・2		2		
		量子材料化学	1・2		2		
		材料科学特論	1・2		2		
		構造物性	1・2		2		
		高分子科学	1・2		2		
		天然物化学	1・2		2		
		微生物生態生理学	1・2		2		
		遺伝子工学特論	1・2		2		
		脳と行動	1・2		2		
		生命工学	1・2		2		
		食品安全科学工学	1・2		2		
		食品機能学	1・2		2		
		演習科目		理工学演習1	1・2	1	
				理工学演習2	1・2	1	
				理工学演習3	1・2	1	
理工学演習4	1・2			1			
研究科目		理工学研究1	1・2	2			
		理工学研究2	1・2	2			
		理工学研究3	1・2	2			
		理工学研究4	1・2	2			

別表 2－1

納付金の種類	金 額 (円)
入学金	150,000
(本学卒業生及び在学生)	(0)
(* ¹ 工科大学校卒業生)	(* ¹ 0)
(* ² 法人内専門学校卒業生)	(* ² 0)
(* ³ 浙江省推薦学生)	(* ³ 100,000)
(* ⁴ 法人内日本語学院推薦学生)	(* ⁴ 0)
(* ⁵ 再入学生)	(* ⁵ 0)

- 1 (*¹工科大学校卒業生) は、専門学校静岡工科自動車大学校において高度専門士の称号を付与された者に適用する。
- 2 (*²法人内専門学校卒業生) は、法人内専門学校において高度専門士の称号を付与された者に適用する。
- 3 (*³浙江省推薦学生) は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
- 4 (*⁴法人内日本語学院推薦学生) は、本法人が設置する日本語学院から推薦された者に適用する。
- 5 (*⁵再入学生) は、再入学する者に適用する。

別表 2－2

納付金の種類		金 額 (円)			
授業料		600,000			
授業料	長期履修期間	1年目	2年目	3年目	4年目
(長期履修学生)	3年	400,000	400,000	400,000	
	4年	300,000	300,000	300,000	300,000

この表は、平成32年度(2020年度)以降において在籍している者に適用する。

なお、平成31年度(2019年度)以前において在籍している者については、以下の表を適用する。

納付金の種類		金 額 (円)			
授業料		1,130,000			
授業料	長期履修期間	1年目	2年目	3年目	4年目
(長期履修学生)	3年	760,000	750,000	750,000	
	4年	565,000	565,000	565,000	565,000

別表 3 (大学院に係る検定料・審査料)

受 験 区 分	金 額 (円)	
	1 回 目	2 回 目 以 降
大学院入学生 (本学卒業生及び在學生)	30,000 (0)	5,000 (0)
編入学生・転入学生	30,000	—
再入学生	0	—
科目等履修生 (* ¹ 提携留学) (* ⁴ 袋井市在住在勤者)	15,000 (* ¹ 0) (* ⁴ 0)	—
聴講生 (* ¹ 提携留学) (* ⁴ 袋井市在住在勤者)	15,000 (* ¹ 0) (* ⁴ 0)	—
研究生 (本学卒業生及び在學生)	15,000 (0)	—
外国人留学生 (* ² 浙江省推薦学生) (* ³ 法人内日本語学院推薦学生)	30,000 (* ² 15,000) (* ³ 0)	—

- 1 (*¹ 提携留学) は、本学と交換留学に関する覚書を締結した海外の大学から派遣された者に適用する。
- 2 (*² 浙江省推薦学生) は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
- 3 (*³ 法人内日本語学院推薦学生) は、本法人が設置する日本語学院から推薦された者に適用する。
- 4 (*⁴ 袋井市在住在勤者) は、袋井市に在住又は在勤の者に適用する。